平成28年度第2回岐阜県入札監視委員会 議事要旨

1. 日時:平成29年2月20日(月)13:30~16:00

2. 場所:岐阜県庁議会棟2階第2面会室

3. 出席者

(委員)

森本 博昭 氏 《委員長》 (岐阜大学名誉教授)

秋保 賢一 氏 《副委員長》 (弁護士)

一川 哲志 氏 (岐阜新聞編集局論説委員長)

栗本 理花 氏 (連合岐阜事務局長)

田口 紀子 氏 (税理士)

竹花 孝則 氏 (中日新聞社岐阜支社長)

豐田 千里 氏 (岐阜家庭裁判所家事調停委員)

横田 直和 氏 (関西大学教授)

4. 議題

- (1) 県発注建設工事、資格停止の運用状況等について
- (2) 抽出事案に関する説明・審議
 - ・正家武並増圧ポンプ所非常用発電機更新工事
 - ・県営ため池等整備事業 東濃地区 上原1号池第2期工事
 - ·公共 道路災害関連事業工事
 - 県単 道路新設改良 他工事
 - ・県営ため池等整備事業 鴻ノ巣地区 第2期頭首工工事
 - · 高山警察署庁舎新築工事(建築工事)
 - ・岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場冷却設備補修工事

5. 議事要旨

(1) 県発注建設工事、資格停止の運用状況等について

(委員)

(株)高岩組の資格停止の理由について、公衆損害事故とありますが、具体的にはどのような事故だったのですか。

(事務局)

河川改修工事において、バックホウで掘削をしていたところ、水道管を損傷させたという 事故です。

(委員)

断水が発生したということですか。

(事務局)

はい。家屋1軒について3時間の断水が発生しました。

(委員)

昨年同時期が5件ということで、今期は件数が19件と多いわけですが、これは理由があるのですか。

(事務局)

独占禁止法の関係が今期は多かったようです。

(2) 抽出事案に関する説明・審議について

【正家武並増圧ポンプ所非常用発電機更新工事】 <東部広域水道事務所>

(委員)

停電とはどういったことを想定しているのですか。

(説明者)

落雷や地震など、多様なものを想定しています。

(委員)

該当近隣に何かあった際に使うものと見込まれるわけですよね。

(説明者)

そうです。そのため、施設の中に収めてあります。

(委員)

工事価格の約76%を機器費が占めているわけですが、災害のあった時に対応できるような施工がなされていると考えてよろしいですか。特別な、例えばコンクリートを厚くするといった施工はされているのでしょうか。

(説明者)

ポンプ場の施設が耐えられる限り電気は供給されると考えています。なお、一般的な耐震 基準に沿った施工をしております。

入札価格が下がったのは、メーカーが価格を下げてきたため安価にできたと回答があったことにつきると考えています。性能については、仕様書で確認しておりますし、機器の仕様やスペックなども問題ないと考えています。

低入札調査の結果、納入予定の発電機は既存の発電機と同じメーカーであり、その地域のシェアを確保するために納入価格を下げたということで、仕様やスペックは同等のものです。

(委員)

この機器というのは、限られたメーカーしか造れないものですか。

(説明者)

いいえ。いろんなメーカーが造っているものです。

(委員)

こういった機器が重要な案件については、総合評価方式はなじまないような気がしますが、発注方式は県の基準に則って決められているのですか。

(説明者)

そうです。

(委員)

日立製ということですが、落札者以外の納入予定機器は他社製なのでしょうか。

(説明者)

そこまではわかりかねますが、他社製のものもあるかと思います。

(委員)

メーカーから供給証明などを取得はしないのですか。

(説明者)

機器については仕様書で容量を指定しており、性能を満たしたものを納入すればどこの メーカーでも問題ありません。

(委員)

予定価格はどのように決めるのでしょうか。

(説明者)

この機器は特別調査の対象で、岐阜県として価格調査をしています。

(委員)

メーカーに聞いているのでしょうか。

(説明者)

調査機関がありますので、そちらに依頼しています。

(委員)

メーカーを特定しているわけではないのですね。

(説明者)

そのとおりです。

(委員)

ヒアリングの際に疎明資料の提示を求めたりするのですか。例えば、機器の仕入れ先の金額を示したものなど根拠となる資料を求めるのか、それとも、説明を聞いて疑問に思えば提示を求めるのか、どちらでしょうか。

(説明者)

納品される機器の性能が仕様に示した性能を満たしているかが重要であり、見積書や仕様書で納入される機器の性能などの確認はしますが、実際にいくらで取引されるかということまでは確認していません。

例えば耐久性能とか納入実績は確認していますか。

(説明者)

機器自体が汎用的にあるものですので、こちらの仕様を満たしているか確認をして、問題なければよいと考えています。

(委員)

当該機器が40年間稼働したという実績はありますか。

(説明者)

短時間の停電は頻繁に起こるものですし、試運転もしますので、運転した実績はあります。 (委員)

かなり頻繁に稼働しているのでしょうか。

(説明者)

長時間ではありませんが、短時間の運転はあります。非常時のために機器の定期点検で試験運転しておりますし、実際に365日電気が供給されるわけではなく、落雷で一時的に電気の供給が停止したため、運転することは何回かあります。

【県営ため池等整備事業 東濃地区 上原1号池第2期工事】 < 東濃農林事務所> (委員)

予定価格の事後公表を試行されているということですが、その目的は何ですか。

(事務局)

国からの要請もございまして、事後公表の試行を行っているところですが、その目的としましては、事前公表では積算内訳書を作成する能力が低い業者が入札するなど、そういった 不適格業者の排除の意図もあるようです。

(委員)

昔は岐阜県もすべての案件について事後公表だったのでしょうか。

(事務局)

平成11年ころまではそのような取り扱いをしておりました。

(委員)

工事概要について、水は全部抜くのですか。

(説明者)

はい。水をすべて抜いて、ドライな状態にします。

(委員)

洪水吐というのは、堆砂されているものを全部抜いてしまって。

(説明者)

洪水吐というのは、洪水時に流れる水路なんですけれども、全部水を抜いてしまいますので。

それは上にあるのですか。

(説明者)

洪水吐は上です。下には水を抜く管が入っております。今回は盛土の上のほうの工事を行います。

(委員)

堆砂物はかなりあるのですか。

(説明者)

ヘドロ等が溜まっておりますが、浚渫するほどではありません。

(委員)

入札金額を見ますと落札者の金額が次点の者より500万円も安いのですが、何か理由があるのでしょうか。

(説明者)

3者とも予定価格以内ということで、設計額と見積額が大体合っているということはわかりますが、金額の差については、把握しておりません。

(委員)

現場管理費とか、そういったところで差が付いたのでしょうか。

(説明者)

詳細は把握しておりません。

【公共 道路災害関連事業工事】 <下呂土木事務所>

(委員)

見積期間が15日必要であるところ、5日短縮の特例を用い、12日で対応したとのことですが、これはどういったことでしょうか。

(説明者)

建設業法施行令第6条に、やむを得ない事情がある時は、5日以内に限り期間を短縮することができるとありまして、災害に早期に対応するため、入札に係る事務手続きをできるだけ短縮させていただいたということです。

(委員)

5日いっぱい短縮してもよいと思いますが、短縮期間を3日としたのは、応札側の事情等 も考慮してのことでしょうか。

(説明者)

そのとおりです。

(事務局)

土日の関係もあったのではないかと思います。

(委員)

応札の金額が大体同額で並んでいますが、これはよくあることでしょうか。

(説明者)

予定価格を事前公表しておりまして、また、労務単価や資材単価、積算基準も公表させていただいておりますので、積算能力の高い会社であれば、それなりの精度で入札金額を算出することも可能だと考えられます。

(委員)

よくあるということですか。

(説明者)

積算しやすい工種では、あり得るかと思います。

(委員)

何か特殊な材料が必要というわけではないのですね。

(事務局)

市場単価など、公表している工種が多く見受けられますので、見積額が近接することはあり得るかと思います。

(委員)

そうなると何で金額の差をつけるのでしょうか。

(説明者)

直接工事費を減額したり、一般管理費を減額したりと様々です。

(委員)

今現在、この現場は全面通行止めなのですか。

(説明者)

片側交通で開放しております。

(委員)

下呂土木では同じ日にたくさんの工事が入札されていますね。

(説明者)

ちょうどこの頃上半期発注の期限が迫っていた時期でしたので、私どものほうでも、かなり多く発注させていただいていました。

(委員)

この工事はここ、この工事はここ、というようにうまく業者さんが振り分けられているように感じられますが、そのように感じますか。

(説明者)

私どものほうで発注見通しを公表させていただいているものですから、業者さんのほうで、地域性を考えて、より受注意欲の高い工事というものがあるのかもしれません。

(委員)

積算側のいろいろな企業戦略の結果ということでしょうか。

(説明者)

そう思います。

【県単 道路新設改良 他工事】 <美濃土木事務所>

(委員)

実質的には1者入札ということですか。

(説明者)

そうです。入札は2者です。うち1者は予定価格を超過しておりました。

(委員)

ここの箇所を優先したというのは、道路状況等を加味してのことですか。

(説明者)

そのとおりです。

(委員)

いつ頃完成の予定ですか。

(説明者)

6月末頃を目標としております。

(委員)

今回2者だけの応札だったのはなぜでしょうか。

(説明者)

交通量が多い道路ということでございまして、車線のランプを切り替えながら舗装の工事を行うこととなりますので、施工的にはなかなか難しい工事となります。そのため、応札者が結果的に2者となったものと考えます。

(委員)

大きい工事となるとなかなか手を挙げる業者さんも少ないということですか。

(説明者)

そうです。うまく切り替えながら工事するというのはなかなか難しいものになると考えます。

(委員)

入札参加の要件に当てはまる業者さんは複数あるのでしょうか。

(説明者)

はい。施工の実績のあるところも何社かあります。今回応札者数が少なかったのは、地理 的な要因もあるかもしれません。

(委員)

県の基準では20者以上確保するとなっているようですが、どのようにお考えですか。 (説明者)

対象となる業者は20者以上おりましたが、応札してきたのは少なかったと考えております。

20者以上というのは、応札するかしないかに関わらず、対象となる業者がいればいいという解釈ですか。

(説明者)

そうです。

(委員)

20者資格があるんだけども、実際には2者しか応札がなかったということで、その理由 について調査とか、そういったことはされないのですか。

(説明者)

今回の2者という結果を踏まえて少ないということですので、例えば全県的に参加して もらうことを考えてもよかったのかもしれません。

(委員)

1者は予定価格を超過したとのことですが、なぜでしょうか。

(説明者)

予定価格を事後公表とさせていただきましたので、積算の段階で若干の差があったのではないかと考えております。

(委員)

技術所見で安全対策というのは必要最低限のことを特記仕様書等に記載されるのでしょうが、ある程度安全対策はそれで担保されているということでしょうか。それ以上のものも求めるのでしょうか。交通の切り替えが難しいということで、技術的な工夫が必要なように思いますが。

(説明者)

より安全に通せるかというところで考えていただき、多方面にわたる提案を出していた だきました。

【県営ため池等整備事業 鴻ノ巣地区 第2期頭首工工事】 <西濃農林事務所> (委員)

2者が予定価格を超過していますが、その原因は何ですか。

(説明者)

予定価格が8千万円以上のため、事後公表案件ですから、見積単価の積算に差が生じたのかもしれません。超過はしておりますが、わずか1%程度で、予定価格と僅差です。

(委員)

牧田川の本流ですか。

(説明者)

はい、本流です。

(委員)

増水が多い川ですが、増水に対する効果は見込んでいないのですか。

(説明者)

本工事は、護岸改修工事等の河川改修工事ではなく、河川内に設置されている農業用水利施設、農業用水を取水する施設の改修工事であり、出水には対処しておりません。

(委員)

当初の説明に災害の危険性に対する改修とありましたが。

(説明者)

コンクリート構造物なので、経年劣化による破損はあり得ます。補修工事は定期的に必要であると考えています。

(委員)

この頭首工は何年くらい経過しているのですか。

(説明者)

前回の改修から40年ほど経過しており、歴史は古いです。

(委員)

取水は水田用ですか。減反もありますが。

(説明者)

農業用の取水であり、対象は水田です。減反もありますが、必要な農地に必要な取水をするための頭首工です。

(委員)

取水量の見直しはしましたか。水利権は。

(説明者)

水利権には許可水利権と慣行水利権がありますが、当頭首工は慣行水利権です。

(委員)

取水量はどれくらいですか。

(説明者)

約0.2 t / 秒です。農地の受益面積は約20 h a であり、それほど大きな受益面積ではありません。

(委員)

ネコギギはいったん捕獲してから移すのですか。

(説明者)

ネコギギは国の天然記念物のため、改修工事にあたっては、専門の学識経験者の指導、助 言及び文化庁の許可を取って施工しています。

(委員)

技術所見の点数が高いところが落札となることが多いんですか。

(説明者)

本工事では、技術所見で満点の5点をとった岐建(株)が落札者となりました。

逆転入札となることはあるのですか。

(事務局)

数は多くありませんが、あります。

【高山警察署庁舎新築工事(建築工事)】 <装備施設課、会計課> (委員)

今回の案件においては、県の発注基準に基づくとJVが必須であり、1JVしか来てませんね。JVを組むには業者間同士の情報交換が必要であるわけですが、外から見ると、発注者が堂々と業者間同士で話をしてこいと言っているのに等しいと思います。JVが複数出てこれば別ですが、1JVしか来ないとなると、外から見た競争らしさが確保できていないと見られても仕方がないのではないでしょうか。また、発注機関としては、1JVしか来なかったということについて、どのように感じますか。

(説明者)

(委員)

1者入札ということで、外から見ると、地域要件の縛りもあるので、競争性の確保という 面では違和感を持たれる恐れがあるという指摘がありましたけれども、ご説明にもあった とおり、競争性を期待したんだけれども、今回はこういう結果になったということですね。 (委員)

県内業者という縛りがあるのはいいと思いますが、JVでないとだめだというのはなかなか説明が難しいのではないでしょうか。

(委員)

JVという条件は県の制度に沿った結果ということでしたが、制度の定期的な見直しは されるのでしょうか。

(事務局)

随時必要に応じて見直しを行っております。JVを組ませる背景には、技術力が不足しているけれども、大手の技術力の高い本店業者と組むことで、技術力を付けてくださいという

意味合いもあって、最低でも地元の1者を入れて参加しなさいという条件を付しています。 今回の案件で言えば、高山の業者が代表になりなさいというわけではなくて、地元の1者は 入れてもらって、技術力を付けてくださいということです。

(委員)

今回は3者とも高山市内で、それぞれ技術力もあるわけですよね。この3者が組んだ場合、他の業者では太刀打ちできない。そうするといつまでやっても強力なところが組んでしまって、落札してしまうということになるのではないでしょうか。結果的に1 J V であったということだけではなく、制度上の課題があると思います。

【岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場冷却設備補修工事】 <地域スポーツ課> (委員)

施設を開設した時はどういった契約方式だったのですか。

(説明者)

プロポーザル方式を採用しました。

(委員)

修繕だとずっとここしかないということになるのでしょうか。

(説明者)

修繕ということになりますと、どうしてもアイスパネル方式を造った会社で、全国でも扱っているのはこの会社しかないということでして、修繕計画は来年度までありますので、来年度も同じような契約になるものと考えています。

(委員)

ランニングコストはどのくらいかかるものなのでしょうか。

(説明者)

11月から製氷作業に入りますが、氷を作って維持するというところで、約4千万の維持管理費が必要になります。

(委員)

今回の工事で必要になる金額にプラスして維持管理費が必要になるということですか。 (説明者)

そうです。

(委員)

屋内のほうがコストが安くなるということはないですか。

(説明者)

屋内ですと、春や夏も営業する必要が出てきまして、製氷しづらい温度での製氷作業が必要になってまいりますので、トータル的にはコストがかさむものと思われます。製氷以外の施設管理に係る費用も大きくなると思われます。

当時はプロポーザル方式を採用したということですが、将来的には随意契約になるということは考えておられたのでしょうか。

(説明者)

この会社自体はシェアが高いところでして、他の企業を検索してみても、冷凍機でスケートリンクを造っている企業というのはなかなかありませんので、選ばれたとしても、シェアの高い他の大手さんになると思われます。

【全体について】

(委員長)

主な意見として、競争性の確保ということだと思います。いろんな要因が絡んでいるところではありますが、県民から見て、適正な価格で、品質の良い施設を構築しているということをご了解いただく必要があります。そのための方策として、発注者側の受注者を決めていくという制度についていろいろと今後見直していくべきところがあり、入札制度というのはこれが絶対に正しいという方針はございませんので、社会情勢に応じて、変えていくべきものだと理解しております。ですので、本日ご意見いただいた事項について確認いただき、今後とも改良していっていただきたいと思います。

なお、本委員会は、報告の内容又は審議した対象工事について不適切な点又は改善すべき 点があると認めた場合において、必要な範囲で知事に対して意見の具申をできることにな っていますが、今回は知事へ具申するほどの事項は特にないと思われるため、知事への意見 は特になしということでよろしいでしょうか。

(出席委員全員)

異議なし。